

## 6.2 騒音・振動

騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.2-1 に示すとおりである。騒音に係る苦情は「6.10 苦情の状況」の表 6.10-1 に示すとおり、36 件の苦情があった。(p.38 参照)

表 6.2-1(1) 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<p><b>【駐車場利用車両の走行に対する環境保全のための措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・場内の速度規制の遵守を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場内徐行の掲示を行い、安全走行の遵守の徹底を行っている。(p.25 写真6.1-1参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側のスロープの擁壁の高さを1.5mとし、東浅川小学校への騒音影響を低減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西側のスロープの擁壁高さを1.5mとし、東浅川小学校への騒音影響を低減している。(写真6.2-1参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地北東側に遮音壁を設置し、北東側の住居への騒音影響を低減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地北東側に遮音壁を設置し、北東側の住居への騒音影響を低減している。(写真6.2-2参照)</li> </ul>
<p><b>【関連車両の走行に対する環境保全のための措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入・搬出の物流車両の規制速度の遵守を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流車両関係者には、初回入場時及び来場時の随時、一般道における規制速度遵守等の交通ルールの徹底を指導している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・車の出入りに関しては、左折イン、左折アウトを徹底するとともに、必要に応じて交通誘導員による適切な車両・歩行者の誘導を行い、周辺道路の渋滞を生じさせないように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車の出入りに関しては、左折イン、左折アウトを徹底するとともに、駐車場出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の通行・安全を最優先するとともに、周辺道路の渋滞を生じさせないように、車両の誘導を行っている。(p.26 写真6.1-4参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道浅川18号線（計画地東側）については、関連車両に徐行を徹底するよう促す。なお、路面への徐行を促すペイント等を実施する（八王子市等と協議中）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議の結果、路面へのペイント等は実施していないが、テナント各社に対し、市道浅川18号線（計画地東側）を通行する際の徐行について指導を徹底している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝、夜間の荷さばき車両については、市道浅川18号線（計画地東側）の利用を避け、南側出入口から入出庫する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早朝(6時から7時30分)、夜間(22時から6時)の荷さばき車両については、市道浅川18号線（計画地東側）の利用を避け、南側出入口から入出庫するよう指導を徹底している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出入等物流車両の走行に当たっては、規制速度遵守の徹底や、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流車両関係者には、初回入場時及び来場時の随時、一般道における規制速度遵守等の交通ルールの徹底を指導している。また、各社テナントに対して、物流の効率化を図るよう説明し、荷さばき車両台数の低減に努めている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・来客者に対して、バス等の公共交通機関の利用を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープン時（平成29年6月22日（木）～9月30日（土））には、渋滞緩和のため、無料シャトルバスを運行し、渋滞の緩和に努めるとともに、チラシに公共交通機関の利用への協力をお願いを掲載した。(p.26 写真6.1-6参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の通勤は原則、公共交通機関によるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の通勤については、公共交通機関並びに徒歩及び自転車での通勤を徹底した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・来店車両の経路については、誘導看板の設置、チラシ等により、周知徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ等にアクセスマップを掲載し、生活道路への流入を防いでいる。</li> </ul>

表 6. 2-1(2) 騒音・振動に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<p>【設備の稼働に対する環境保全のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の故障による異常音等がないよう、メンテナンスを行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備に異常がないか係員が随時巡回し、故障等があれば、速やかにメンテナンスを行っている。</li> </ul> <p>※現在まで、重大な問題は発生していない。</p>
<p>【工事の完了後のその他の環境保全のための措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場内での誘導路の確保により混雑の緩和及び渋滞の防止に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内に発券機までの駐車待ちスペースを確保（万葉けやき通り西側入口：約36m、万葉けやき通り東側入口：約30m、北側入口：約88m）し、来店車両の前面道路での滞留を防止している。（p. 12 図5. 2-5(1)及びp. 26 写真6. 1-5参照）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ等に連絡先の電話番号を記載し、きめ細やかな住民対応を行っている。（p. 26 写真6. 1-6参照）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>登校時及び下校時の児童生徒の交通安全の確保に特に配慮する計画とし、当該道路が通学路であること、また、徐行を促す等の案内の掲示等により周知徹底し、生活道路への流出入を防ぐ措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ等にアクセスマップを掲載し、生活道路への流出入を防いでいる。また、出入口には交通誘導員を配置し、前面の通学路の安全を確保している。（p. 26 写真6. 1-4参照）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺道路の渋滞対策として、駐車場は基本的に有料化する計画とする。また、入庫時については、入口から駐車券発券機までの距離を確保し、できる限り計画地内で滞留台数を確保する。なお、万葉けやき通りの西側入口が渋滞する可能性がある場合には、東側の入口に誘導するなどの措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場は店舗利用状況（店舗での買い物額）に応じて、無料時間を設定し、無料時間が経過した後は有料としている。また、入口から駐車券発券機まで駐車待ちスペースを確保（万葉けやき通り西側入口：約36m、万葉けやき通り東側入口：約30m、北側入口：約88m）し、計画地内で滞留台数を確保している。（p. 12 図5. 2-5(1)及びp. 26 写真6. 1-5参照）</li> <li>駐車場は23:00～8:30を完全封鎖すること及び駐車場内の定期巡回を行うことにより、駅利用者等の不適切利用への対応を行っている。</li> </ul> <p>※現在は無料開放中（H30. 3月から無料開放）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>供用後は、より一層の交通安全対策を図ることを目的に地域コミュニティと連携し、交通安全を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学時間帯の横断歩道での見守り等を地域コミュニティと連携して実施し、交通安全を確保している。</li> <li>通学児童の安全確保に配慮し7:30～8:30の通学時間帯は配送車両含め完全入出庫禁止のうえ、ルール徹底させるため6:00～7:30に交通誘導員を配置している。</li> <li>生活道路への侵入がないように、オープン開始後から交通量が通常状態となるまで、周辺の交差点に交通誘導員を配置し、交通の円滑化、交通安全に努めた。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>来店車両が一部の道路に集中しないように、来店車両を分散できる交通計画を策定し、道路管理者、交通管理者等の関係機関と協議する（協議中）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープン時（平成29年6月22日（木）～9月30日（土））には、渋滞緩和のため、無料シャトルバスを運行し、渋滞の緩和に努めるとともに、チラシに公共交通機関の利用への協力をお願いを掲載した。（p. 26 写真6. 1-6参照）</li> <li>オープンから最初の休日の交通の集中を分散するため、オープン日を平日とした。</li> </ul>



写真 6. 2-1 西側（小学校側）のスロープの擁壁



写真 6. 2-2 計画地北東側の遮音壁を設置

### 6.3 水循環

水循環に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.3-1 に示すとおりである。水循環に係る苦情はなかった。

表 6.3-1 水循環に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界の外周部等を中心に地下水浸透が可能な緑地を新たに整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界の外周部等を中心に地下水浸透が可能な緑地 (9,533m<sup>2</sup>) を整備した。(p.18 表5.2-3、p.19 図5.2-7参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水浸透貯留施設の設置を行い、雨水の適切な管理及び地下水涵養を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水浸透貯留施設の設置を行い、雨水の適切な管理及び地下水涵養を促進している。(写真6.3-1参照)</li> </ul>

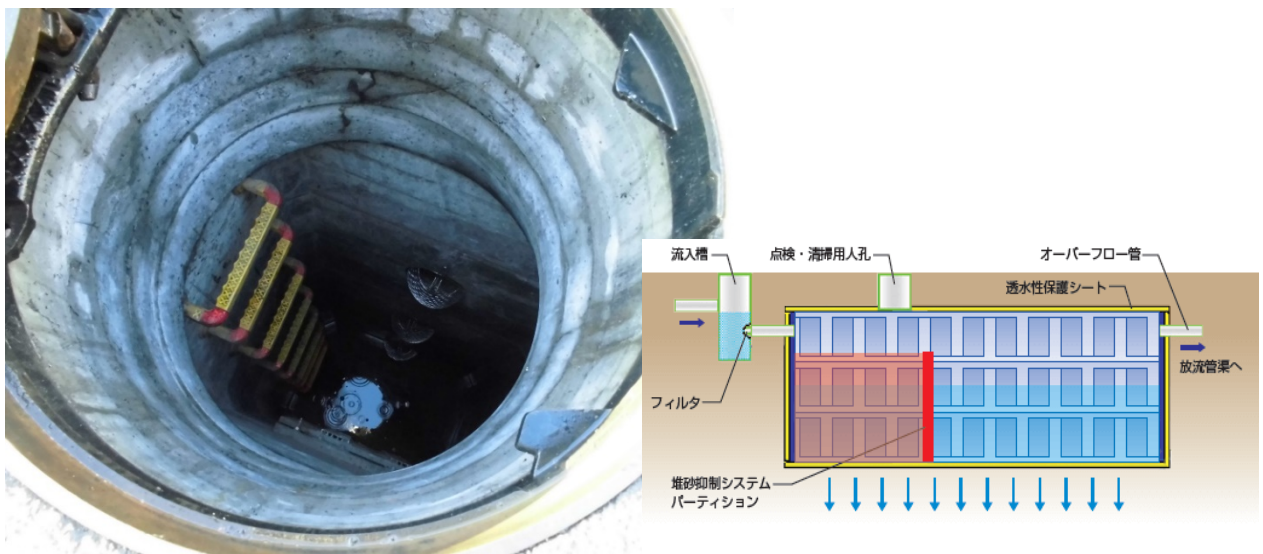


写真 6.3-1 雨水浸透貯留施設

### 6.4 生物・生態系

生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6.4-1 に示すとおりである。生物生態系に係る苦情はなかった。

表 6.4-1 生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界付近に植栽を施し、まとまった緑地を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地境界付近に植栽を施し、まとまった緑地を確保するとともに、植栽樹種は、鳥類や蝶に適合した高木 (エゴノキ、アオダモ等)、中木 (リョウブ、ウワミズザクラ等)、低木 (シャリンバイ、オオムラサキツツジ等) を取り混ぜることにより、鳥類や蝶等の生息環境を創出している。(写真6.4-1参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽樹種には周辺地域の現存植生及び鳥類や蝶の生息・生育環境を考慮した種を選定し、高木、中木、低木を取り混ぜて植栽を施す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹種及び場所ごとに剪定、除草、施肥等の時期を毎年計画し、植栽の成長や不具合を観察しながら順次実行している。夏季は日常的に除草を行い、冬季は落葉回収を重点に実施している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の良好な生育を維持するように適切に管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹種及び場所ごとに剪定、除草、施肥等の時期を毎年計画し、植栽の成長や不具合を観察しながら順次実行している。夏季は日常的に除草を行い、冬季は落葉回収を重点に実施している。</li> </ul>





注：右側は街路樹

写真 6. 4-1 緑地の確保

## 6.5 日影

日影に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6. 5-1 に示すとおりである。日影に係る苦情はなかった。

表 6. 5-1 日影に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
・計画建築物の高さを約15.0m（3階高さ）とする。	・計画建築物の高さを約14.2m（3階高さ）とし、周辺への日影の影響を低減している。
・計画建築物を北西側敷地境界から約10m程度後退させて配置する。	・計画建築物を北西側敷地境界から約10m程度後退させて配置し、周辺への日影の影響を低減している。

## 6.6 景観

景観に係る環境保全のための措置の実施状況は、表 6. 6-1 に示すとおりである。景観に係る苦情はなかった。

表 6. 6-1 景観に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項	実施状況
・計画地の外周部を中心に植栽を施し、周辺地域の緑との調和に配慮する。	・計画地の外周部を中心に植栽を施し、周辺道路の街路樹の緑との調和に配慮している。（写真6. 6-1参照）
・建築物の外壁や柱の色彩は、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和するよう八王子市景観計画に適合した色彩（著しく目立つものとして認識される色以外で周辺と調和した色彩）とする。	・建築物の外壁や柱の色彩は、八王子市景観計画に適合した色彩としてアースカラーを採用した。（写真6. 6-2参照）
・樹木の良好な生育を維持するように適切に管理する。	・樹種及び場所ごとに剪定、除草、施肥等の時期を毎年計画し、植栽の成長や不具合を観察しながら順次実行している。夏季は日常的に除草を行い、冬季は落葉回収を重点に実施している。



写真 6.6-1 計画地外周部の緑地



写真 6.6-2 アースカラーの採用